

## 「やまがた米っ粉クラブ」設置要綱

山形県は、全国有数の米どころであり、生産者のたゆまぬ努力に肥沃な土壌と気象条件などがあいまって、つや姫、はえぬきをはじめとする高品質の米を生産し、県民そして、国民のいのちを支えてきました。

一方で、米の国民1人当たりの年間消費量は、食生活の多様化などに伴い減少し、ピーク時の半分以下の58kgになっています。長期的な需要の低迷を受けた米価格の低迷や、農林水産業の担い手の減少など、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

このような中で、製粉技術の進歩により、小麦粉の代わりにパンやめん、お菓子の原材料として米粉を使用することが可能となり、ごはん以外の方法で新たにお米の利用を拡大する道が拓けてきました。

そこで、「やまがた米っ粉クラブ」を設立し、本県産米を使った米粉食品の認知度向上及び消費拡大を図る県民運動を展開することとしました。

生産者、食産業、流通など米粉関係者のみならず、県民が一体となって、「米粉で元気になろう！米粉で一つになろう！」をキャッチフレーズとして、米粉利用拡大の普及啓発活動を行うことで、本県産米を使った米粉利用食品の消費を拡大し、本県産米の消費拡大、本県農林水産業の元気再生に結びつけるとともに、お米の国やまがたの新しいソウルフードを発信し、もって食料自給率の向上に資していくものです。

### 第1 設置及び目的

米粉関係者及び県民が一体となって、本県産米を使った米粉食品の認知度向上及び消費拡大を図る県民運動を展開するために、「やまがた米っ粉クラブ」を設置します。

### 第2 推進メッセージ

「やまがた米っ粉クラブ」は次のメッセージを掲げ、県民運動を展開することとします。  
推進メッセージ「米粉で元気になろう！米粉で一つになろう！」

### 第3 事業

「やまがた米っ粉クラブ」は第1の目的を達成するために次の事業を実施します。

- (1) 米粉の工業的利用推進及び米粉利用食品取扱店の拡大に関する事業
- (2) オリジナル米粉メニューの普及拡大に関する事業
- (3) 米粉の家庭利用拡大に関する事業
- (4) 事業者と消費者が一体となった消費拡大運動に関する事業
- (5) その他目的達成に必要な事業

### 第4 会員

(1) 「やまがた米っ粉クラブ」の会員は事業者会員及び一般会員とします。

#### ア 事業者会員

生産者(米粉用米を生産している方、関心のある方)、食産業(製粉事業、製パン、製麺、製菓、食品加工、外食等)、流通関係(量販店、コンビニエンスストア、商社等)その他米

粉を活用し、又は活用することに関心をお持ちの団体、企業、事業者の皆さん

## イ 一般会員

米粉利用食品に関心のある方、山形の農業を応援したい方等

### (2) 会員の役割

会員は、各会員と連携・協働しながら主体的に本県産米を使った米粉の普及啓発、利用拡大に努めることとします。

### (3) 会員の特典

#### ア 事業者会員

(ア) やまがた米っ粉クラブの名義及びキャンペーンマークを看板、広告、POP、商品の包装などPR用として使用することができます。

(イ) やまがた米っ粉クラブが実施するキャンペーンやイベントに参加し、PRすることができます。

(ウ) やまがた米粉情報ポータルサイトから店舗、商品及びイベント等の情報発信をすることができます。

#### イ 一般会員

(ア) 米粉に関する情報を随時提供します。

(イ) やまがた米っ粉クラブが実施するイベント、講習会等に優先的に参加することができます。

(ウ) 山形県の農林水産物を愛し、農林水産業を応援していることとなります。

### (4) 会員登録

「やまがた米っ粉クラブ」の会員になることを希望する方は、別記「やまがた米っ粉クラブ会員登録申込書」により事務局に申し込むこととします。

### (5) 会費

会費は無料とします。

## 第5 推進リーダー

会員の先頭に立って米粉の消費拡大を広くPRする「推進リーダー」を置きます。

## 第6 運営

(1) 「やまがた米っ粉クラブ」に関する企画運営は、山形県米粉利用拡大プロジェクト推進協議会において行います。

(2) 「やまがた米っ粉クラブ」の事務局を山形県農林水産部新農業推進課に置きます。

## 附 則

この要綱は平成23年1月17日から施行します。